

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 21    | 福祉医療の給付に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、福祉医療費の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上田市長

## 公表日

令和4年3月22日

## 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| 事務の名称                    | 福祉医療費の給付に関する事務   |
| 事務の概要                    | ・上田市福祉医療費給付金条例に基づき、高齢者、障害者、児童、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給を受けたときに、福祉医療費給付金を支給する事務。      |
| システムの名称                  | 福祉医療費給付システム、 統合宛名システム、 中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| (1)福祉医療情報ファイル            |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | ・番号法第9条第2項<br>・上田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| 実施の有無                    | [ 実施する ]<br>< 選択肢 ><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| 法令上の根拠                   | ・番号法第19条第8号<br>・上田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第1の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| 部署                       | 福祉部福祉課   |
| 所属長の役職名                  | 福祉課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号<br>上田市福祉部福祉課  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号<br>上田市福祉部福祉課  |

## しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |   |
|--|-----------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | < 選択肢 ><br>1) 1,000人未満 (任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年3月22日 時点    |   |
| 2. 取扱者数                                |                 |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | < 選択肢 ><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年3月22日 時点    |   |
| 3. 重大事故                                |                 |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | < 選択肢 ><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

# リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                   |                            |  |
|---|----------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |                            | < 選択肢 ><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                  |                            |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]                  | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |                            |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か              | [ 十分である ]                  | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]                  | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                           |                            |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                               | [ ]                        | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない |                            |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                | [ ]                        | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)         |                            |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ ]                        | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]                  | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |                            |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                             | [ 十分である ]                  | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査   |                            |  |
| 実施の有無   | [ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発   |                            |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]               | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

